

大環境環管第 2118 号  
令和 4 年 3 月 28 日

環境大臣 様

大阪市長



中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物  
処理事業の継続及び処理対象物について（回答）

平素は、本市の環境行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 9 月 22 日付け環循施発第 2109221 号「中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の継続及び処理対象物について」により、貴職から検討要請があったところですが、本市としましては、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物を確実に処理完了し、地域の生活環境の保全ひいては地球環境の保全を確保する必要があると考えております。

つきましては、次の事項を条件として要請を受け入れることといたします。

記

1. 中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の安全操業の確保
  - ・事業継続に伴う施設の老朽化対策
  - ・維持管理徹底について指導監督、財政的支援
  - ・大規模自然災害発生時に対する備えの強化
2. 事業終了準備期間の厳守
  - ・未把握の PCB 使用機器・廃棄物の掘り起こしに向けた周知啓発
  - ・未処理の PCB 廃棄物の早期適正処理指導に係る技術的支援
  - ・事業終了準備期間内の確実な処理完了に向けた財政的支援の継続
3. その他
  - ・高濃度 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況や環境保全対策について、引き続き情報開示に努めること
  - ・本市の環境施策の推進に関する取組への協力